

**広島県営住宅「自動販売機設置事業者」
募集に係る仕様書**

[令和7年度一般競争入札]

広島県土木建築局住宅課

目 次

1	貸付箇所及び面積	3
2	貸付期間	3
3	契約の方法等	3
4	設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項	3
	(1) 商品	
	(2) 自動販売機	
	(3) 費用負担等	
5	使用用途の指定等	5
	(1) 使用用途の指定	
	(2) 使用用途以外の利用等	
	(3) 営業上の注意	
	(4) 再委託等の制限	
	(5) 譲渡又は転貸の禁止	
	(6) 搬入・搬出等	
	(7) 食中毒に係る保険加入等	
	(8) 営業の報告	
	(9) 連絡体制	
	(10) 清掃及びゴミ処理	
	(11) 打合せ等	
	(12) 情報の適正な管理	
	(13) 個人情報の保護	
	(14) 業務の履行に関する措置	
	(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ	
	(16) その他	
6	貸付料	7
7	連帯保証人	7
8	原状回復	7
9	火災等に係る保険加入等	8
10	その他	8

【添付図書】

- 広島県営住宅自動販売機設置に係る位置図【添付図書①】
- 広島県営住宅自動販売機設置に係る貸付箇所【添付図書②】

広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書

1 貸付箇所及び面積（添付図書を参照してください。）

団地名	所在地	位置図	貸付箇所	販売形態	設置台数	貸付面積
日吉台	広島県福山市日吉台2丁目8	添付図書①による	添付図書②による	缶・PET	1台	2.42 m ²
引野	広島県福山市引野町南1丁目33	添付図書①による	添付図書②による	缶・PET	1台	3.25 m ²

※2団地（計2台）一括での貸付となります。

※1 電気料等

設置事業者が供給事業者と直接契約して電気供給を受けてください。電気代については、設置事業者の負担とします。

※2 光熱水費及びその他必要経費等

光熱水費、自動販売機の設置（電気引込工事を含む）及び撤去に要する工事費、移転等その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。

※3 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックスの設置部分及び電気供給の際に必要なとなる引込小柱等の補助支持物の設置部分を含みます。

※4 土地の貸付けのため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

※5 貸付ける物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※6 自動販売機の主な利用者は、広島県営住宅入居者等です。

2 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）

3 契約の方法等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借であり、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地賃貸借契約（借地借家法の適用はありません。）によるものとし、契約の更新はありません。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。
- (3) 自動販売機設置事業者が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 契約は、貸付期間中の存続を保証するものではありません。広島県の都合により、貸付箇所への自動販売機設置が継続できないこととなった場合は、貸付契約を変更又は解除することがあります。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項

(1) 商品

ア 販売可能商品

自動販売機で販売する商品は、缶容器及びペットボトル容器等の清涼飲料水類（酒類不可）とします。

イ 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）

標準小売価格より高い価格で販売しないでください。

ウ その他

なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。

(2) 自動販売機

ア 大きさ

設置する自動販売機は、各貸付土地の貸付面積からはみ出ることのない大きさとしてください。

イ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するとともに可能な限りユニバーサルデザインとします。

ウ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

エ 安全対策

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した転倒防止措置を講じるものとします。

オ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

カ 使用済容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇（貸付面積内）に設置し、定期的の使用済容器を回収することとします。

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とします。

また、大きさは、概ね 1 個につき、幅 0.50m×奥行 0.50m×高さ 1.00m 以内です。

(イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。

(ウ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

キ その他

(ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。

(イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。

(ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。

(3) 費用負担等

ア 自動販売機に係る電気料等は自動販売機設置事業者が負担することとします。

イ 管理・運営

(ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担し

- ます。
- (イ) 売上手数料は徴収しません。
 - (ウ) 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
 - (エ) 契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切広島県に請求することができません。
 - (オ) その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、広島県と自動販売機設置事業者が協議するものとします。
- ウ 貸付箇所の返還
- 自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して広島県の確認を受けなければなりません。ただし、広島県が適当と認めたときは、この限りではありません。
- エ 自動販売機の設置
- 自動販売機の設置等に伴う工事に際しては事前に広島県の承認を得るとともに、団地自治会に工事内容及び工事日程を説明し、工事中は広島県営住宅入居者や通行人の安全に努めてください。
- オ 自動販売機設置に伴う事故
- 広島県の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負います。
- カ 商品等の盗難及び破損
- (ア) 広島県の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県はその責めを負いません。
 - (イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

5 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

- ア 貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。
- イ 現状の県営住宅の管理戸数等については、募集要領の【参考データ】を参照してください。

(2) 使用用途以外の利用等

- ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。
- イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、募集要領等で広島県が定めた自動販売機の設置台数を遵守しなければなりません。
- ウ 貸付けを受けた場所は、善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。
- エ 貸付物件について、大規模災害時等に、広島県で一時的に使用することがあります。また、その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。
- オ その他広島県の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で実施

してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

自動販売機設置事業者は日頃から衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。なお、清掃等を実施する際には、事前に団地自治会に連絡してください。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置及び管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、事前に書面により広島県の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は承継させてはなりません。また、その権利を担保に供してはなりません。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、商品の搬入や廃棄物の搬出に係る時間及び経路については、広島県営住宅入居者や通行人の迷惑とならないよう留意してください。

必要な駐車スペースを要する場合は、事前に広島県に連絡し、広島県の承認を受けてください。

また、搬入・搬出に際して、作業に従事するものに名札を着用させてください。

(7) 食中毒に係る保険加入等

自動販売機設置事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

(8) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、本業務について、毎月の売上本数、毎月の売上額及び年間の収支状況を広島県に報告してください。なお、売上本数については、次回以降の入札の際等に参考資料として公表することがあります。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県及び団地自治会に報告してください。

(10) 清掃及びゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等を関係法令に遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置による発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(11) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県と打合せを行うものとします。

(12) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者（再委託をした場合は再委託先を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(13) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者（再委託をした場合は再委託先を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）を遵守するものとします。

(14) 業務の履行に関する措置

広島県は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとします。

なお、原状回復に要した費用は自動販売機設置事業者が負担することとし、自動販売機設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(16) その他

自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、自動販売機設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記してください。

6 貸付料

(1) 落札価格を、年額の貸付料とします。

(2) 自動販売機設置事業者は、広島県が発行する納入通知書により、4 月 30 日までに金融機関窓口から、その年度の属する貸付料を広島県に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

(3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

(4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。

(5) 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

7 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和 39 年規則第 31 号）第 32 条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。

8 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、広島県と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りではありません。

9 火災等に係る保険加入等

自動販売機設置事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

10 その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとします。